

「日本再生」に向けた 地域主権改革の推進

全国知事会
地方分権推進特別委員会委員長
佐賀県知事 古川 康

政治主導で「地域主権推進大綱」を策定し、「一丁目一番地」を明確に

現状と課題

- (1) 国と地方の協議の場の法制化、2次にわたる一括法など一定の進展。
- (2) 民主党政権公約、「一丁目一番地」からみると、まだ不十分。
- (3) 地域主権改革は、政治主導でしかなし得ず、改革の羅針盤が必要。

提案事項

- (1) 改革の羅針盤、「地域主権推進大綱」を国と地方の協議の上、策定すること。
- (2) 推進大綱は、地域主権戦略大綱(H22閣議決定)を基礎に、単なるローリングではなく、**政治の意思を含めた未来志向の推進大綱**とすること。
推進大綱には以下を盛り込み、政権の**「一丁目一番地」を明確に**。
 - ① **「補完性の原則」**など改革の理念、**国と地方の基本的な役割の明確化**
 - ② **分科会の設置など国と地方の協議の場の積極活用**による国・地方の力の結集
 - ③ 意欲ある地域の力を引き出す**「スーパー総合特区(仮称)」の創設**
 - ④ **「質」の充実を伴う義務付け・枠付けの見直し、条例による上書き権の検討**

※詳細は「地域主権改革の推進について」(全国知事会H24. 7月決定)を提出済み

第4次義務付け・枠付けの見直しは、「質」重視、「政治主導」で実現

現状と課題

- (1) 2次にわたる一括法で義務付け・枠付けの見直しは一定の進展。
- (2) 地方自治体では、地域実情、創意工夫を活かした条例制定が進みつつある。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しは、住民が地域主権を「実感」できる分野。
見直し項目数よりも、見直しの「質」が重要。

提案事項

- (1) 第4次見直しに向け、全国知事会が提案した72項目118条項については、**見直しの「質」を高める観点**から、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場における協議等、政治レベルの協議を経て、確実に行うこと。
- (2) **教育委員会選択制導入**や、許認可に関する条例委任(暴力団排除などを自治体の判断で可能とする)など、**教育、安全・安心に直結する改革**を進めること。
 - 72項目118条項は、従うべき基準の見直し、土地利用規制における国の関与の廃止など、**これまで十分見直されなかった懸案が中心。政治主導での見直しが必須。**
 - 1次一括法で見直された福祉施設の職員配置・面積基準では、「従うべき基準」が多用されたため、**地方の創意工夫が発揮できず、一括法の目に見える効果を減殺する結果に。**
 - 教育委員会選択制導入は、地方分権改革推進委員会が鳩山総理に勧告したものの、政府でその後、具体的な検討に至っていない。**教育問題を集権的でなく、分権的に解決することが必須。